

平成25年度事業運営方針

1 はじめに

平成20年12月1日に公益法人制度改革関連法が施行となり、当社は、従来の民法上の財団法人練馬区都市整備公社から新法に基づく「特例民法（財団）法人練馬区都市整備公社」を経て、平成24年4月1日新たな公益財団法人練馬区環境まちづくり公社へ移行いたしました。

今後は、公益財団法人の名に相応しい公社独自の公益的な取り組みを更に拡大、発展、充実させ、公益法人制度改革の主旨である練馬区民の公益の増進と区民福祉の向上に貢献します。

2 事業運営方針

公社が担う事業については、従来、専ら区が行ってきた苦情処理や区民指導を伴う業務、区民相互間や民間事業者相互間の調整を要する業務および業務の受け皿となる民間事業者が存在しない、ないしは育っていない分野の業務を主たる対象とするものです。

引き続き、公益法人制度改革の目指す豊かな「公共」の実現に向け、公社独自の公益的取組を一層拡大・充実するとともに、公社の持続的発展に向け、公社組織の活性化と安定的な経営基盤の確立を図り、真に区民に必要とされる公益法人を目指します。

（1）まちづくり事業

「まちづくりセンター事業」は、練馬区まちづくり条例に基づく相談・支援業務はもとより、「まちのコーディネーター」をモットーとする「協働型まちづくり事業」に加え、「景観」「農地共生」「ユニバーサルデザイン」の3つの事業分野への取り組みをさらに推進し、区民とともに多面的かつ総合的なまちづくりを広げます。

また、区が進めるまちづくり事業への区と協働した取り組みである「まちづくり推進事業」については、2地区において引き続きまちづくり事業の推進、計画の企画・立案、住民等の合意形成活動、関係機関の調整等の業務に取り組みます。

（2）自転車等の適正利用に関する事業

区内各駅周辺に設置している区立自転車駐車場およびタウンサイクル7施設については、平成23年度から平成27年度までの5年間指定管理者として施設を運営していきます。とりわけ、指定管理者選定の過程で当社が提案した方策等については、区と調整を図り、確実に実現していくとともに、自転車関連5事業（駐車場運営、撤去、保管・返還、案内誘導、問い合わせ対応）を連携させ、一体的かつ総合的に練馬区全域における自転車の適正利用を推進します。

放置自転車対策については、地域の方々が放置自転車や自転車駐車場の問題を地域のまちづくりの課題として受け止め、自転車利用者に対して、公社と協働して交通ルールや交通マナーの意識啓発を図るために、区内鉄道各駅を単位とした自転車対策地域協議

会の設置を支援していきます。

また、「幼児2人同乗用（3人乗り）自転車のレンタル事業」や「無料自転車駐車場事業」および西武鉄道㈱と連携して当社が整備した「豊島園駅前自転車駐車場（有料）」については、公社自主事業として運営します。

平成25年度は、これに加え、石神井公園駅高架下に公社立自転車駐車場2施設を整備し、年度末の開設を目指します。

（3）資源循環の推進に関する事業

平成22年4月から練馬区内の家庭から排出される資源ごみである容器包装プラスチックおよび粗大ごみの回収作業を練馬区から受託し実施しています。

また、平成22年11月からは練馬区資源循環センターを受託運営し、当該施設を拠点として、ごみの発生抑制とリサイクルを進める資源循環の推進に係る区民、事業者への普及啓発、粗大ごみの再利用事業、金属類資源化事業などに加え、町会等が古紙等を回収する集団回収の実施団体拡大への取り組みやリサイクルを推進する事業者の活動支援とネットワーク化に組み、資源循環型社会の形成と地球温暖化防止に貢献していきます。

（4）地球温暖化の防止対策に関する事業

練馬区の地球温暖化対策を区民、事業者、区の三者が連携・協力して推進するための組織として、「地球温暖化対策地域協議会」が平成22年5月に設立されました。

当社は、日常生活に係る区民、事業者の自主的な温室効果ガスの排出抑制に向け、関係機関の一つとして「地球温暖化対策地域協議会」の構成会員となると同時に事務局運営業務を区から受託し、協議会の取り組みを積極的に支援していきます。

また、温室効果ガスの排出抑制をはじめ、資源ごみのリサイクル等による環境への負荷の一層の低減を目指して、練馬まつりと同時開催で実施する環境イベント事業を引き続き運営します。